

長岡京市保育事務支援システム導入業務に係る  
公募型企画競争実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

長岡京市保育事務支援システム導入業務

(2) 目的

長岡京市保育事務支援システム導入業務（以下「本業務」という）は、市内公立保育所の現場における事務について、業務効率化及びそれに伴う保育の質の向上の他、保護者負担の軽減を目的とする。

(3) 業務内容

別紙「長岡京市保育事務支援システム導入業務仕様書」（以下、「仕様書」）のとおり。

- ①長岡京市保育事務支援システム構築
- ②機器の提案

(4) 履行期間

導入：契約締結日から令和7年3月31日まで

（システム利用料：システム運用開始日から60か月）

2. 参加資格要件

参加事業者は、次の事項をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 長岡京市契約規則（昭和55年規則第2号）第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができるものでないこと。
- (3) 長岡京市契約規則（昭和55年規則第2号）第5条の規定する競争入札等資格業者名簿に登録されているもの。ただし、長岡京市競争入札有資格者名簿に登録されていないものであっても、様式第3号で示す参加資格要件確認資料を参加表明書に添付することにより、参加することができる。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされているもの又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものは除く。
- (6) 国税、都道府県民税及び市町村民税を完納していること。

(7) 保育事務支援システム等の業務を請け負った実績を平成31年度以降に有すること。

### 3. 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）別表第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき。
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき。
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき。

### 4. スケジュール

|                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 公募期間             | 令和6年5月7日から<br>令和6年5月21日正午まで |
| 質問の受付            | 令和6年5月15日正午まで               |
| 質問の回答            | 令和6年5月17日                   |
| 参加表明書の提出期限       | 令和6年5月21日正午まで               |
| 提案書の提出期限         | 令和6年5月31日正午まで               |
| プレゼンテーション・ヒアリング  | 令和6年6月18日                   |
| 特定及び非特定通知（発送予定日） | 令和6年6月26日                   |
| 契約の締結            | 特定通知後                       |

### 5. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

#### (1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案は、長岡京市保育事務支援システム業務について提案を求めるものである。

#### (2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、任意とする。なお、文字サイズは11ポイント以上とする。

#### (3) 企画提案書の内容に関する留意事項

企画提案書の審査においては、長岡京市保育事務支援システム構築をするためのパートナーを選ぶことを目的とするので、その趣旨を踏まえた提案を行うこと。

#### (4) 業務量の目安

本業務の提案上限額は、業務①5カ年で8,347千円（税込み）、業務②3カ年で4,125

千円（税込み）程度とする。

(5) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

6. 参加表明書の提出

(1) 提出書類（各1部）

ア 参加表明書（様式第1様式）

イ 会社等事業概要がわかる資料（任意様式）

ウ 保育事務支援システム導入業務の受託実績書（様式第2号様式）

エ 様式第3号に示す参加資格要件確認資料一式

（令和6年度長岡京市競争入札資格者名簿に登録の無い事業者のみ）

(2) 受付期間

令和6年5月21日正午まで（土曜・日曜・祝祭日を除く。）

郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(3) 提出方法及び提出先

ア 方法

持参又は郵送、メールにより提出すること。

（郵送及びメールの場合は、事前に連絡を入れること。）

（ファクシミリによるものは受け付けない。）

イ 提出先

長岡京市役所健康福祉部子育て支援課保育係

電話 075-955-9518

MAIL [kosodate@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:kosodate@city.nagaokakyo.lg.jp)

7. 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年5月15日正午までに提出すること。

郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

(2) 提出方法及び提出先

ア 方法

長岡京市競争入札心得（平成23年6月1日施行）様式第1号で下記まで持参又は郵送、メールにより提出すること。

（郵送及びメールの場合は、事前に連絡を入れること。）

（ファクシミリによるものは受け付けない。）

イ 提出先

長岡京市役所健康福祉部子育て支援課保育係

電話 075-955-9518

MAIL [kosodate@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:kosodate@city.nagaokakyo.lg.jp)

(3) 回答

質疑に対する回答は、令和6年5月17日に市ホームページ等で行う。

## 8. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類（アは1部。イからオは15部）

- ア 企画提案書提出届（様式第4号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ イを補足する資料（提出は任意）
- エ 参考見積書及び機器の提案（様式第5号）
- オ 機能要件

### (2) 提出期限

令和6年5月31日正午まで

郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

### (3) 提出方法及び提出先

- ア 下記まで持参、郵送により提出すること。  
（郵送の場合は、事前に連絡を入れること。）  
（ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。）
- イ 提出先  
長岡京市役所健康福祉部子育て支援課保育係  
電話 075-955-9518

## 9. プレゼンテーション及びヒアリング

### (1) 企画提案書の提出後、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ア 実施場所 長岡京市役所 新庁舎4階 会議室401
- イ 実施日 令和6年6月18日
- ウ 開始時間 選定者に別途通知
- エ 時間配分 プレゼンテーションは1者につき15分以内とし、ヒアリングは15分以内とする。
- オ 出席者 本業務の予定担当者等とし、1者あたりの出席人数は4名までとし、担当予定者は必ず出席すること。
- カ その他 プレゼンテーションで使用する機材はすべて説明者で準備すること。

### (2) 資料は企画提案書として提出されたものとする。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションにおいて使用するものについては、この限りではない。

### (3) プレゼンテーション及びヒアリングは審査委員会が行い、庶務担当者（子育て支援課保育係職員）が同席する。

## 10. 企画提案書を特定するための方法

企画提案書の特定にあたっては、長岡京市保育事務支援システム導入業務に係る企画競争方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、次の評価基準より審査を行う。

### 評価基準

| 評価項目        | 評価の着目点                                | 配点 |
|-------------|---------------------------------------|----|
| 企画提案書全般     | 業務目的・内容を的確に把握しているか                    | 10 |
|             | 業務に関する最新の情報や知識を有しているか                 | 5  |
|             | 本市の現状や課題を踏まえた対応方針について、具体的かつ適切に示されているか | 5  |
| システム等に関する評価 | 本業務の目的を達成できるシステムの性能か（必須機能の評価）         | 15 |
|             | システムのサポート体制が構築されているか                  | 10 |
|             | 通信回線等のセキュリティ対策は十分されているか               | 10 |
|             | ライフサイクルコストの抑制、費用対効果は十分されているか          | 10 |
|             | 汎用性が高いシステムの性能か（任意機能の評価）               | 5  |
| 実施体制        | 業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか                | 10 |
|             | スケジュールは妥当なものか                         | 10 |
| プレゼンテーション   | 魅力的なプレゼンテーションであったか。                   | 5  |
|             | 質問に対する応答が明快、迅速、的確なものであったか。            | 5  |

## 11. 企画提案書の特定

- (1) 令和6年6月26日頃に特定する。
- (2) 企画提案書を特定したのものには特定通知書を送付する。特定しなかったものには非特定通知書を送付する。
- (3) 企画競争の参加者が1者となった場合は、基準点を設け、基準点に満たない場合は特定しない。

## 12. 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記（1）に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (3) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
  - ア 受付場所 長岡京市役所健康福祉部子育て支援課保育係
  - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで（土曜・日曜・祝祭日を除く。）

## 13. 業務契約に関する事項

### (1) 見積徴取

企画提案書を特定したものと業務契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定したものが下記のいずれかに該当し、業務契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。

- ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことがあきらかとなったとき。
- イ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ウ 本業務契約の締結を辞退したとき。
- エ その他の理由により業務契約の締結が不可能となったとき。

### (2) 業務の仕様及び条件

本業務の仕様については、仕様書及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

## 14. その他留意事項

### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は提出者の負担とする。

### (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

### (4) 審査内容や審査経過については、公表しない。

### (5) 参加を辞退したものは、これを理由に以後の選定等について不利益な取扱いをうけることはない。

### (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。